

札幌新聞



《白鳥大橋》

室蘭市陣屋町と対岸の絵鞆半島にある祝津町を結ぶ室蘭港をまたぐ東日本最大のつり橋です。

室蘭港を跨ぐ白鳥大橋は、室蘭市内のほとんどのところから眺めることができ、中でも6か所のビューポイント(白鳥湾展望台、八丁平展望台、祝津公園展望台、潮見公園展望台、測量山展望台、白鳥大橋展望台)からは、それぞれ室蘭の特色を醸し出しています。

毎夜、イルミネーション・ライトアップによりスワンホワイトの光を放っています。

近くには、白鳥大橋記念館(道の駅「みたら室蘭」)があります。

《目次》

- 1 有期雇用者の「無期転換ルール」への対応
- 2 改正育児・介護休業法のポイント
- 3 法定相続情報証明制度について
- 4 あなたの会社・法人、登記を放置していませんか？

《業務案内》

- ◎人事・賃金制度の策定・相談
- ◎雇用保険・労災保険
健康保険・厚生年金 } 行政機関等に提出する書類等の作成
及び提出代行、電子申請
- ◎給与計算代行業務
- ◎労務管理の企画・立案・指導
- ◎中小事業主、建設業一人親方の労災特別加入 ◎各種助成金の申請
- ◎変形労働時間制、36協定の作成 ◎就業規則、諸規程の作成

- ◎会社設立 ◎建設業許可申請 ◎経営事項審査申請・指名願 ◎各種営業許認可
- ◎相続・遺言(起案)手続 ◎公正証書(起案)・各種契約書・内容証明書作成



事務手続・経営労務コンサルタント

安藤行政事務所

行政書士 安藤行政事務所
社会保険労務士法人 安藤行政事務所
事務組合 総合労務管理協会

〒063-0814 札幌市西区琴似4条4丁目1番20号

TEL 011-642-0505 FAX 011-642-6324

E-mail info@ando-office.com

URL <http://www.ando-office.com>

有期雇用者の「無期転換ルール」への対応

平成30年4月から本格的に始まります

平成25年4月から1年ごとに更新されている有期雇用契約社員は、平成30年4月から無期転換申込権が発生します。

「無期転換申込権」が発生するのはどのような場合？

○あなたの会社で雇用している有期社員に無期労働契約への転換を申し込む権利（これを「無期転換申込権」といいます。）が発生した契約期間中に、その労働者から無期転換の申込みがあった場合は、使用者は申込みを承諾したものとみなされて断ることができず、その時点で無期労働契約が成立します。

次の3要件がそろったとき、無期転換申込権が発生します。

□その1 有期労働契約の通算期間が5年を超えている

○同一の使用urerとの間で締結された2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間（これを「通算契約期間」といいます。）が、5年を超えていることが要件となります。

□その2 契約の更新回数が1回以上行われていること

○契約更新が1回以上行われていることが無期転換申込権発生要件となります。

□その3 現時点で同一の使用urerとの間で契約をしている

○通算5年を超えて契約をしてきた使用urerとの間で、現在、有期労働契約を締結していることが要件となります。



「対象となる社員」は？

○無期転換ルールへの対応が求められるのは、一般に「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」などと呼ばれている社員です。ただし、これらに限らず、各社が独自に位置づけている雇用形態（たとえば、準社員、パートナー社員、メイト社員など）についても、契約期間に定めのある場合は、その名称にかかわらず、すべて「無期転換ルール」の対象となります。なお、「派遣社員」の場合は、派遣元の企業に無期転換への対応が求められます。

有期雇用者の無期転換ルールの詳細については、弊所担当者または厚生労働省ホームページでご確認ください。

改正育児・介護休業法のポイント

～平成29年10月1日施行～

改正内容1 保育所に入れない場合など、2歳まで育児休業が取得可能に

☆ 子が1歳6か月に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳6か月に達する日の翌日から子が2歳に達する日までの期間について、事業主に申し出ることにより、育児休業することができます。

- ① 育児休業に係る子が1歳6か月に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合
- ② 保育所に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合

☆ この2歳までの休業は、1歳6か月に到達時点で更に休業が必要な場合に限り申出可能となり、原則として子が1歳6か月に達する日の翌日が育児休業開始予定日となります。なお、1歳時点で延長することが可能な育児休業期間は子が1歳6か月に達する日までとなります。

☆ 育児休業給付金の給付期間も延長した場合は、2歳までとなります。

改正内容2 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

☆ 事業主は、労働者もしくはその配偶者が妊娠・出産したことを知ったとき、又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、関連する制度について個別に制度を周知するための措置を講ずるよう努力しなければなりません。

☆ 個別に制度を周知するための措置は、労働者のプライバシーを保護する観点から、労働者が自発的に知らせることを前提としたものである必要があります。そのためには、労働者が自発的に知らせやすい職場環境が重要であり、相談窓口を設置する等の育児休業等に関するハラスメントの防止措置を事業主が講じている必要があります。

☆ 労働者に両立支援制度を周知する際には、労働者が計画的に育児休業を取得できるよう、あわせて、次の制度を周知することが望ましいです。

- ・育児・介護休業法第5条第2項の規定による育児休業の再取得の特例（パパ休暇）
- ・パパ・ママ育休プラス
- ・その他の両立支援制度



改正内容3 育児目的休暇の導入促進

☆ 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けるよう努力しなければなりません。

☆ 「育児に関する目的で利用できる休暇制度」とは、いわゆる配偶者出産休暇や、入園式、卒園式などの行事参加も含めた育児にも利用できる多目的休暇などが考えられますが、いわゆる失効年次有給休暇の積立による休暇制度の一環として「育児に関する目的で利用できる休暇」を措置することも含まれます。各企業の実情に応じた整備が望まれます。

育児、介護休業法の詳細については、弊所担当者または厚生労働省ホームページでご確認ください。

法定相続情報証明制度について

制度創設の背景

- ▶ 不動産の所有者が死亡した場合、所有権の移転の登記（相続登記）が必要
- ▶ 相続登記が済んでおらず、放置されている不動産が増加し、所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっている

⇒ 相続登記を促進するために、法定相続情報証明制度を新設

制度の概要

- ▶ 相続人が登記所に対し、以下の書類を提出
 1. 被相続人（亡くなった方）が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係書類
 2. 上記の戸籍の記載事項に基づく法定相続情報一覧図
 - ① 被相続人の氏名
 - ② 被相続人の最後の住所
 - ③ 被相続人の生年月日
 - ④ 被相続人の死亡年月日
 - ⑤ 相続人の氏名
 - ⑥ 相続人の住所
 - ⑦ 相続人の生年月日
 - ⑧ 相続人の続柄



⇒ 認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付

制度の利点

- ▶ 申請により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用できる

⇒ 相続手続に係る相続人の負担を軽減

あなたの会社・法人、登記を放置していませんか？

昨年にもこの事務所ニュースに掲載してお知らせしておりましたが、今一度、会社の「登記簿謄本」と「定款」をご確認下さい。既に役員の任期が満了しているのに、更新登記をお忘れではありませんか？

最終の登記を行ってから、12年が経過した株式会社（5年が経過した一般社団法人又は一般財団法人）は、法務大臣による公告及び登記所からの通知を行い、2カ月以内に事業を廃止していない旨の届出又は役員変更等の登記をしない場合には、法務局の職権でみなし解散の登記をすることができます。

気付いたら会社が解散していた・・・あなたの会社は、大丈夫ですか？